

西洋法制史小テスト 2008-12-10 以下の設問にできるだけ多く答えなさい。[参照一切不可]

- 問 1 (市民法上の)所有者 A が、(自己の)金の指輪を、**売って引渡した**場合に、どのような法的効果が生じるだろうか？
- 問 2 (市民法上の)所有者 B が、(自己の)馬を、ある人 C に**マンキパティオ**した場合に、譲り受けた人の法的立場はどうだろうか？
- 問 3 (市民法上の)所有者 E が、(自己所有の)奴隷 G を、売って(マンキパティオもせず、**法廷譲与** IN IURE CESSIO もしないで) たんにローマ市民 H に引渡した場合に、買って受領した人の法的立場はどうだろうか？
- 問 4 (市民法上の)所有者 K が、(自己の)金の指輪を、ローマ市民 L に売って引渡した場合に、この(市民法上の)所有者自身が**所有物占有回収の訴え**をかけてきた場合に、L は**売られて引渡された物の抗弁**で対抗できるだろうか？ [この場合の法的状況をまず述べてから、難問に答えるとよい。]
- 問 5 (市民法上の)所有者でない人 [非所有者]N が、(他人の)金の指輪を、ローマ市民 P に売って引渡した場合に、**真の所有者 D が所有物占有回収の訴え**をかけてきた場合に、P は**売られて引渡された物の抗弁**で対抗できるだろうか？
- 問 6 ある人がある物を IN BONIS に持つ (=IN BONIS にある人の物である) の、ある物は奴隷や馬でなくてはならないだろうか？ 金の指輪でもよいのだろうか？
- 問 7 **法務官法上の所有権**を論じるなら、なぜ**プブリキアーナの訴え** (ACTIO PUBLICIANA) を論じないわけにはいかないはずなのだろうか？
- 問 8 プブリキアーナの訴えはもともと **(市民法上の) 非所有者から (売られて) の引渡し**の場合にも適用されていたのだろうか？
- 問 9 D 44.4.4.32 (学説彙纂<sup>ディーゲスタ</sup>) を解釈しなさい。
- 問 10 古典法とユスティニアヌス法の関係について具体例を上げて論じなさい。

D 44.4.4.32 Ulp. 76 ad ed.

Si a Titio fundum emeris qui Sempronii もし、ティティウスから君が土地を買ったところ、それはセン erat isque tibi traditus fuerit pretio so- プロニウスの土地であった。君に引き渡しがおこなわれ、代金 luto, deinde Titius Sempronio heres ex- が弁済された。その後、ティティウスがセンプロニウスを相続 titerit et eundem fundum Maevio ven- し、メヴィウスに同じ土地を売って引き渡した。ユリアーヌスは diderit et tradiderit: Iulianus ait aequius 言う：「法務官が君を保護するのが衡平である。なぜなら、ティ esse praetorem te tueri, quia et, si ipse ティウス自身が君に対して取戻しを訴えても、事実の抗弁で対抗 Titius fundum a te peteret, exceptione でき、彼自身が占有しているとしても、君はプブリキアーナの in factum comparata vel doli mali sum- 訴えで取戻しを訴えられる。『もし、彼の物でないならば』とい moveretur et, si ipse eum possideret et う抗弁に対しては、反対抗弁を用いることができる。そして、こ Publiciana peteres, adversus excipientem のことによって理解されるのは、彼は同じ土地を再度売ったこと、 "si non suus esset" replicatione uteris, ac それを彼は IN BONIS に持っていないかった ということである」と。 per hoc intellegeretur eum fundum rursum vendidisse, quem in bonis non haberet.

Gai inst 2.18

Magna autem differentia est inter Mancipi res et nec Mancipi.

マンキピ物とマンキピ物でない物の間には大きな違いがある。

Gai inst 2.19

Nam res nec Mancipi ipsa traditione pleno iure alterius fiunt, si modo corporales sunt et ob id recipiunt traditionem.

というのも、マンキピ物でない物は、<sup>トラーディティオ</sup>引渡だけで完全な法権利で他人の物となる。有体物であって、引き渡され受領されるかぎり。

Gai inst 2.20

Itaque si tibi vestem vel aurum vel argentum tradidero sive ex venditionis causa sive ex donationis sive quavis alia ex causa, statim tua fit ea res, si modo ego eius dominus sim.

したがって、たとえば、私が君に衣服あるいは金や銀を引き渡し、売却の原因により、または贈与の原因により、あるいは何かほかの原因による場合には、即時にその物は君の物となる。私が、その物の [市民法上の] 所有者であるならば。

Gai inst 2.41

41. *am* si tibi rem Mancipi neque Mancipavero neque in iure cessero, sed tantum tradidero, in bonis quidem tuis ea res efficitur, ex iure Quiritium vero mea permanebit, donec tu eam possidendo usucapias, semel et enim impleta usucapione proinde pleno iure incipit, id est et in bonis et ex iure Quiritium, tua res esse, ac si ea Mancipata vel in iure cessa <esset.

41 それゆえ、もし、私が君にマンキピ物を、マンキパティオもせず、法廷譲与もせずに、たんに引き渡す場合には、その物は、なるほど法務官法上は君の物になる (IN BONIS には君の物になる) けれども、市民法上は私の物のままである。君が占有を継続してウースーカピオするまでは。いったんウースーカピオが成立すると、完全な法権利によって、すなわち法務官法上も市民法上もその物が君の物になる。あたかもマンキパティオか法廷譲与を行なったかのように。

いっしょに考えることができよかつた。皆さんありがとう。

[問 5] の誤植を訂正した。「所有者 M」 → 「所有者でない人 (非所有者)N」

file://puffin15//~/sandbox/latex/20081210-rg08-prfg-30.tex